

市町村名	事業名等	対象者・内容等
日置市	宅地分譲事業	<p>★ 住環境良好な宅地分譲の実施(市外からの転入者、子育て世代に割引制度あり)地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日吉地域 植木住宅団地(残り1区画) ○吹上地域 湯之元住宅団地(残り1区画) ○吹上地域 緑ヶ丘住宅団地(残り2区画)
日置市	吹上町ミニ住宅団地貸付事業	<p>★ 日置市吹上町に永住することを前提に居住用住宅を建設する概ね45歳までの勤労者の方が対象です。</p> <p>○宅地一坪あたり1カ月100円で貸付、20年経過後無償譲渡します。(吹上地域)</p> <p>1 貸付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日置市に永住することを前提とし、住民票を移す事ができる方。市内居住者も可とする。 (2) 年齢は、おおむね45歳までとし、同居する親族(配偶者)がいる方。 (3) 年間所得が120万円以上の勤労者である方。 (4) 借受後1年6カ月以内に居住用の住宅建設に着手することが確約できる方。
日置市	定住促進対策事業費補助金	<p>★ 過疎地域の定住促進を図るため、日置市に転入し、過疎地域(補助対象地域)で住宅を新築又は購入される一定の要件を満たす方へ補助金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成27年4月から平成30年3月までの市外からの転入者で、補助対象地域において住宅を新築又は購入した方。(ただし、65歳以下で、生計を同じくする配偶者又は18歳以下の扶養者を有していること。) ②住宅の新築等及び用地の取得に要する経費の合算額が100万円を超えること。(ただし、浄化槽設置及び用地の整備に係る経費は除く。) ③自治会に加入すること。 ④市税その他の市の徴収金に滞納がないこと。 ⑤住宅を取得した日から5年以上居住すること。 ⑥本市を転出してから1年以内の本市への再転入者でないこと。 ⑦床面積の1/2以上を居住の用に供すること。 <p>(補助金額)</p> <p>1件当たり50～100万円(18歳以下の扶養者を有する場合は、1人当たり10万円を加算、市内業者施工で10万円を加算)</p>